商標：飛騨の家具	商標登録 第5103618号
商標：飛騨・高山の家具	商標登録 第5103619号

1．商品と商標の権利者

(1) **商　品**

飛騨地方に由来する製法により飛騨市・高山市で生産された家具

(2) **権利者**

協同組合飛騨木工連合会

（権利者の住所）

岐阜県高山市天満町5丁目1番地25

（権利者のウェブサイト）

http : //www.hidanokagu.jp

2．地域団体商標出願に向けての取り組み

(1) **従来におけるブランド保護の取り組み**

飛騨における洋家具の発祥は大正9（1920）年であり、木工産業の振興と発展を目指して、昭和25（1950）年に現協同組合飛騨木工連合会の前身である高山木工会が設立されました。会員各社は技術革新と曲木技術の近代化を目指しながら切磋琢磨し、飛騨の家具が日本国内の脚物家具（食堂イス、テーブル等）の代表的産地となる基盤を形成しました。

昭和57（1982）年、念願の法人認可を受け、協同組合としてスタートするとともに、西新宿NSビルにおいて第1回目の「飛騨家具新作展」を開催し、これを契機に各社が独自のオリジナル商品の開発に力を注ぎ、「飛騨の家具」ブランド化への本格的なスタートを切り、以後「日本の美・飛騨デザイン」を基本テーマとした「飛騨・

高山　暮らしと家具の祭典」を毎年地元で開催し、全国からの多くの来場者数を誇っております。

平成11（1999）年には海外市場販路開拓戦略として、パリの国際家具見本市に出展、平成13（2001）年にはアメリカのロサンゼルスで単独展示会を開催するなど、「飛騨の家具」が世界に通用することを確信しました。

平成10（1998）年、「飛騨デザイン憲章」を制定しました。伝統の先に広がる新しい世界を豊かなものにしていくために確かなビジョンを持たなければならないとして、1300年前の飛騨の匠から脈々と継承された技・精神・伝統を活かすことを基調に、飛騨デザインのあり方を宣言したものです。

⑵　地域団体商標出願の動機

「飛騨の家具」の類似品として低価格の中国製家具が出回り、困惑していた時期に、（株）ブランド総合研究所の田中章雄氏の講演で地域ブランドのあり方についてお聴きし、まず商標登録の必要性を理解しました。丁度、平成18年4月からの「地域団体商標制度」の施行前でした。

⑶　地域団体商標出願の準備

協同組合飛騨木工連合会として、ブランド化推進委員会を設立し、商標を登録することが目的ではなく、どういうものを「飛騨の家具」とするかというルールづくりの検討から先にスタートしたため、出願が遅くなりました。

田中氏とは何度も会合を重ね、商標保護・管理の方向性についてご指導いただき、ご紹介いただいた弁理士を通じて出願しました。

同時期に、漢字を使用する国での保護を図るため、中国と台湾で商標を出願しました。台湾においてはまもなく登録される見込みですが、中国は審査に時間がかかるようです。

⑷　地域団体商標出願に際し、苦労した事項及び注意した事項

組合が地域団体商標の出願手続きを進める一方、大正9年に創業された一組合員である飛騨産業株式会社は、企業ブランドとして「飛騨の家具」（図形入り商標）の商標登録を受け、30年にわたり活用してきた経緯がありました。協議を重ねた結果、飛騨産業株式会社の当該登録商標を組合が使用することについて快諾が得られ、組合として敬意を表するとともに、留意点として、地域ブランドの強化方針、商標登録後の活用ルールと商標管理体制、シンボルロゴ、一方通行ではない消費者との交流機会づくりなど多岐にわたる活動を約束しました。

3．地域団体商標の権利取得後のブランド管理及びブランド展開

⑴　ブランド管理及び商品・役務の品質管理（管理手法・体制等）

地域団体商標権取得以前から、ブランド化推進委員会による検討を実施してきましたが、組合員各社のブランド化に対する認識の温度差があり、組合員全員が一体となって立てる土俵を構築するために会合を重ねた結果、平成21年2月に「飛騨の家具」「飛騨・高山の家具」認証基準要綱とシンボルロゴを作成し全員一致で決定しました。

今後、「認証基準運用規定」および「認証制度実施規則」を決定し、ブランド管理委員会を設立し、外部専門家による管理体制を確立する計画としております。

「飛騨の家具」ブランド化の目的

「飛騨の家具」ブランド化を、協同組合飛騨木工連合会及びその組合員が独占排他的に使用し、その下で組合員が「飛騨の家具」ブランドの独占排他的使用にふさわしい基準の家具を製造・販売をし、わが国及び海外における生活者の信用・愛着等を「飛騨の家具」ブランドに蓄積させることにより、「飛騨の家具」の価値を維持・向上させ、他地域（中国・欧米等の海外を含む）産の家具に対して

競争優位を獲得し、飛騨地域の家具製造業及び関連産業の振興を図ることを目的とする。

認証基準要綱のポイント

①産地基準：製品の木部加工（木取加工終了後から開始される加工）が飛騨地域内で全て行われている家具

②木材基準：木材に対する優れた目利きの技術により選ばれた良質な木材を使用している家具

③品質基準：品質に関する法律等の遵守とともに、組合が認定した「表示文、警告文、取扱説明書」等が添付されている家具

④保証基準：組合が認定した保証基準書が添付され、木部の保証期間が10年間となる家具

⑤デザイン基準：飛騨デザイン憲章を遵守している組合員企業が製造した家具

⑥エコロジー基準：地球環境、地域環境、健康に配慮した素材や原料等の使用及び製造方法に取り組んでいる組合員企業が製造した家具

⑵ ブランド展開

平成20年9月の地元開催の「暮らしと家具の祭典」時に、従来の「飛騨デザイン憲章」を見直し一部修正を実施したことと、「飛騨の家具」「飛騨・高山の家具」の地域団体商標の表示方法・展示方法などの注意喚起を、来場した「飛騨の家具」お取り扱いのお客様にいたしました。

平成21年組合員各社の営業部員による全国小売店調査を開始し、原産国・原産地表示の確認、小売店の売場及びチラシ広告等の飛騨コーナーの中に飛騨産以外のものが混在していないかを調査し、問題がある場合は組合として注意喚起を促すことにしています。平成21年9月に開催される「暮らしと家具の祭典」までに、対外用運用基準を策定し、ホームページやパブリシティを活用して広報宣伝に努めます。

4．地域団体商標権利取得後の効果

⑴　意識変化、権利行使、売上げの変化等

組合員のコンセンサスを得るのに、約3年間という長い期間をかけて検討したことは今後の活動を全組合員とともに歩むことを考えれば、決して無駄な時間ではなかったと思います。度重なるブランド化推進委員会の活動は、地域ブランド強化のための飛騨木工連合会の基幹活動となっていくことが想定されるに至りました。

平成21年に入ってから、非組合員企業が高山市内に「飛騨家具（HIDAKAGU）」の文字が記載される店名で出店するとの情報があり、開店前に話し合いをして店名看板の改善要望を行い未然に解決しました。権利行使の一つと言える出来事でした。

5．今後地域団体商標を出願する者に対してのアドバイス

前述しましたように、地域団体商標を登録することが目的ではなく、あくまでもブランド化のための手段であります。私どももこれまでの過程を思いますと簡単な道のりではありませんでしたし、まだ乗り越えていかなければならない課題を抱えています。しかしながら、現在の消費者から信用・信頼を勝ち取るためには、ブランド化しか残された道はありません。

地域資源の特性をよりよく発揮し、偽りのない産地・企業をともに目指していきましょう。

6．その他

「飛騨家具（HIDAKAGU）」が会社名（商号）として登録され、東南アジアで生産された家具を販売していることを知りました。商号は商標権侵害にはならないのですが、消費者を偽り混乱させることを防ぎ、「飛騨の家具」ブランドの保護のために不正競争防止法で闘うことも視野におき、今後の状勢を追求調査していくことにしています。